

国立大学法人岡山大学経営協議会規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第5号

改正 平成17年2月24日規則第2号

平成21年3月27日規則第8号

平成27年3月31日規則第13号

平成29年3月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号。以下「管理学則」という。）第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学経営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 理事（非常勤の者を除く。以下同じ。）及び事務局長

三 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、管理学則第8条に定める教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者（以下「学外委員」という。）

2 協議会の委員の過半数は、学外委員でなければならない。

3 学外委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を任命する学長の任期の末日を超えることはできない。

(審議事項)

第3条 協議会が審議する法人の経営に関する重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 中期目標についての意見（法人が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

三 管理学則、岡山大学学則（平成16年岡大規則第2号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大規則第3号）の法人の経営に関する部分、会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他法人の経営に関する重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、協議会を主宰し、その議長となる。

(議案の提出)

第5条 協議会への議案の提出は、学長又は理事が行う。

2 委員は、学長又は理事に対して議案の提出を請求することができる。

(開催)

第6条 協議会は、学長が招集し、開催する。

2 理事は、学長に対し協議会の開催を請求することができる。この場合において、学長が必要と認めた時は、学長は協議会を開催するものとする。

(会議の成立等)

第7条 協議会は、全委員の3分の2以上が出席し、かつ学外委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 協議会への代理者の出席は、これを認めない。

(非常勤の理事、監事及び職員の出席)

第8条 非常勤の理事及び監事は、協議会に出席することができる。

2 協議会は、審議事項に関する説明又は意見を聴くために必要に応じて職員を出席させることができる。

(事務)

第9条 協議会に関する事務は、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し、必要な事項は、協議会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。